



土居通夫と五代友厚

| | |
|-----|---|
| 著者 | 市川 訓敏 |
| 雑誌名 | 関西大学年史紀要 |
| 巻 | 12 |
| ページ | 18-54 |
| 発行年 | 2000-03-31 |
| URL | http://hdl.handle.net/10112/8779 |

土居通夫と五代友厚

市川訓敏

一 関西法律学校の創立と土居通夫

大阪商工会議所玄関脇に三つの銅像が立っている。手前から初代会頭の五代友厚、第七代会頭の土居通夫、そして第一〇代会頭稲畑勝太郎である。

その土居通夫が、明治一九（一八八六）年に大阪の地に創立された関西法律学校（現在の関西大学の前身）の創立者グループに加わっていることは、異色といえ、たしかに異色であるといえる。

土居は、大阪控訴院長児島惟謙、大阪始審裁判所長大

島貞敏とともに、関西法律学校の「名譽校員」として名前を知らねているが、当時土居は、大阪の豪商鴻池家の顧問をするとともに、この明治一九年には、新興の日本硝子製造会社の社長に就任し、また大阪中之島に屋敷を完成させて（その跡地に日本銀行大阪支店が建設されている。なお西隣は西区靱から移転した故五代友厚邸である）、大阪の地に腰を落ち着け、その後大阪の実業界に深く関与するようになって、宮本又次氏に言わせれば、明治後期の大阪財界の代表的人物、「最も中心的存在となつた」¹が、その土居通夫が、関西法律学校の「名譽校員」として、多くが法律家からなる創立者のうちに加



土居通夫

わっているのは、一体どのような事情によるものであるか。

この点について、『関西大学百年史』は、以下のよう
なことがらに着目している。「土居通夫の存在は、いさ
さか色彩を異にする。かれはのち大阪商業会議所の会頭
にまでなった大阪実業界の巨頭である。本校の創立に当
たっては、金百円也を用立てたことでも知られている。

土居の場合における名譽校員の役割は、こうした経済的
な保護・後援ということにあつたであろう。創立まもない
寺子屋風の法律学校にとつて、土居の存在は、経営面
で千鈞の重みを加えるものがあつた。そしてこの土居を
して、本校の名譽校員たらしめたのも、児島惟謙の誘引
によるものであつた。児島と土居がともに宇和島藩の出
身であり、幼児以来、竹馬の友であつたことは土居通夫
の項でくわしく述べる予定であるから、ここでは詳述し
ない」とされ、同じく「土居通夫」の項では、児島、土
居がいずれも四国は宇和島藩の下級武士の出身であつて、
少年期以来、田宮流の多都味道場で剣術を習つた道場仲
間であり、同様に国事にかかわるなどして、両者が互い
に「生涯の盟友」であつたことが、土居が関西法律学校
の創立に参画する理由であつたとしている。

児島と土居が、少年期以来、互いによく知る間柄にあ
つたことは、『関西大学百年史』が指摘する通りであり、
明治維新後には、同様に司法官となつて活躍するととも
に、宇和島伊達家との児島、土居の深い関係などから見

ても、両者が近い間柄にあつたことは確かなことである。

それゆえ児島が、司法界を退き大阪の実業界に身を置いた土居に対して、関西法律学校の創立にかかわつて、個人的に何らかの働きかけをしたであろうことは、十分に考えられることである。今少し、この問題を検討してみよう。

関西法律学校の創立に至るまでの事情は、それほど明らかになつてはいるわけではないので、児島惟謙のかかわり方は推測するほかないのであるが、関西法律学校の創立から三年後の明治二二（一八八九）年当時、京都の同志社に、法学部を含む総合大学を設立する運動を精力的におこなつていた新島襄が、この時期なお大阪控訴院長の職にあつた児島惟謙に働きかけ、新島の相談を受けた児島が、大阪財界に熱心に勧誘をしていたことが、田畑忍氏によつて既に紹介されている。⁴ここに見る児島の同志社とのかかわり方は、ある程度、関西法律学校の創立に際しての児島惟謙のかかわり方を、髣髴とさせるものがある。

児島は、新島襄の思想に共感するところがあつたらしく、そのことは、大阪控訴院長時代に大阪の小学校を卒業した長男正一郎を、同志社英学校に入学させ、また甥の緒方徳一郎にも勧めて同志社英学校に入学させていることからわかる。⁵

同志社における大学設立運動と児島とのかかわりについで、田畑忍氏の研究をもとに、児島の新島宛書簡や「同志社大学設立募金日誌」などから、今少し見てみよう。

周知のように、新島襄は早くから大学設立の意志を抱いていたが、全国的に大学設立運動を展開したのは、明治二一年から二二年にかけてであり、同志社の、おそらくは金森通倫が児島控訴院長に神戸で面会したのが、新島が死去する前年の明治二二年二月二一日、帝国憲法の発布がおこなわれた直後のことであつた。⁶

その後、三月八日に、児島から金森に来状があり、大阪の「紳商連」への募金について、建野（郷三）大阪府知事らと協議し、説明集会を開催するはこびになり、そ



児島惟謙

の節には、金森はもとより新島にも出席していただきたいと述べ、「集会当日ニハ過日粗申上置候通、大学計画ノ主意ト宗教学校ト區別アル事ノ御説明緊要ナリ、右日限ハ凡廿日後ニ可相成見込ニ御坐候」と再伸に記している。なお集会参加者について、児島は、「人名之義ハ建野より取調差出ス管ニ有之候」として、建野知事から参加者の人選がおこなわれることを明らかにしている。

同志社の「募金日誌」には、三月一四日条に、児島か

ら来信があり、三月二一日に、児島邸において集会が開催されること、招待者として、磯野小右衛門、土居通夫、土倉庄三郎、久原庄三郎、松本重太郎、鴻池善二郎ら二七名の名簿とともに、児島、遠藤謹助（造幣局長）、建野郷三（大阪府知事）、高島鞆之助（中将、第四師団長、のち陸軍大臣）の連名の招待状を掲げている。

もつとも、二一日の集会は、高島、建野の都合で二五日に延期することになり、そのことを児島は、新島に伝えるとともに、藤田伝三郎の不出席の事情として、同人が病気であるためであるが、大学設立に異議あるものではなく、同人の代理として久原庄三郎らが出席することを知らせている。また別の新島への返事のなかで、建野の転任や西村（捨三）新知事の赴任といった、あわただしい状況下で、集会が成功するかどうかという新島の懸念に対し、建野知事に集会参加を確認したこと、西村新知事にも集会参加をよびかけることなどを記して、新島の出席に問題のないことを説明している。

新島らが大きな期待を抱いていた、この三月二五日の

集会在児島邸で実際に開催されたか否かは明らかではないが、四月二二日には、児島は米国公使とともに京都の

同志社を訪ね、学生ら聴衆が講堂にあふれ、二階部分が落ちて怪我人が出たこと、七月二四日には、児島の発意で、高島中将、西村新知事、遠藤造幣局長、犬塚（盛）(註) 検事長らが、大阪難波の「ナダマン楼」(灘万楼) に集まり、寄付金を集めたことが知られている。なお、

この時の寄付金の額は、児島控訴院長三百円、高島中将二百円、西村新知事二百円、遠藤造幣局長一百円、犬塚検事長一百円などとなっている。^(註)

土居通夫との関係では、同じ明治二二年の七月二六日の「募金日誌」に、同志社の金森通倫が、「土居通夫ニ逢ヒ寄附ニ尽力セ(ヨ)ト勸」めたことが記録されているが、同日誌の八月一七日程には、「屢児島控訴院長ヲ訪フ、土居ヲ訪不在ナリ長崎ニ発スル由」と記し、八月一三日付の児島の新島宛書簡にも、「過日土居より別紙差越当日長崎へ向出張致候、御参考迄ニ差上申候」とあり、土居の帰阪後に懇談する予定であることを伝えてい

る。^(註)しかし、その後にも、土居通夫に関する記載は一切ない。

これらが示すところから見れば、土居が寄付に応じなかったため、土居への働きかけを同志社の金森通倫や児島惟謙がおこなっていたが、結局のところ、最後まで土居が大学設立の相談に応じなかったことを物語っているものと思われる。

同志社と児島惟謙との関係を長々と記したのは、その三年前の関西法律学校の創立における児島のかかわり方を、前述のように、ある程度推測できると考えられるからであり、田畑氏の指摘にもある、同志社に対する児島の積極的なかわり方は、当然ながら、関西法律学校についてもさらに強く発揮されたにちがいないからである。同志社について言えば、新島の死によって、大学設立運動は一時中断し、同志社大学の設立は、大正元(一九一二)年までまたなければならなくなるが、当時の児島の熱心な働きかけには目をみはるべきものがあり、またそれ以上に官民の間での教育事業への関心がきわめて高

いことに驚かされる。

なお、明治二十一年二月四日の「募金日誌」には、「大隈伯ニ書ヲ呈シ、北畠治房氏ニ奈良地方之可然人物ニ奨励アリタキ旨依頼ニ及ヘリ」とあるが、これは北畠が、同志社に賛成する大隈重信にごく近い人物であることを見越してのことであろう。北畠治房は、大和に拳兵した天誅組の数少ない生き残りであり、のちに司法省に出仕し、京都裁判所長として、小野組転籍事件を担当して、京都府の管轄権の主張を断固として退けた気骨の士として知られ、明治一四年の政変で下野した大隈重信が立憲改進黨を結成した時には、同様に裁判官を辞して、改進黨の有力幹部となり、その後あらためて司法省に復帰し、児島惟謙や土居通夫ともつながりがあった。とくに土居通夫にとつては、後に見るように、先輩であるとともに、互いに同志的な結束をもった人物であつて、児島との関係に比べてもはるかに親しい間柄にあつたが、それでも、同志社については、土居が大学設立運動に応じた形跡はなく、それはそれで、土居なりに考えるとこ

ろがあつたものと思われる。

同志社とのかかわり以上に、児島惟謙が熱心に取り組んだ教育事業としては、日本女子大学校（現在の日本女子大学）創立計画への関与があげられる。

すこし後のことになるが、日本最初の女子の高等教育機関として、日本女子大学校を創立する計画が立てられた時期、児島惟謙は、当時、大審院長を辞任して貴族院議員として活動していたが、女子大学校の設立計画が発表されるや、いち早く賛同して、発起人、創立委員になつて⁽¹³⁾いる。

創立者である成瀬仁蔵は、大阪の梅花女学校（現在の梅花女子大学の前身）の校長をしていた人物であり、大阪府知事内海忠勝や大阪の実業家広岡浅子、大和出身で、当時退官して弁護士をしていた北畠治房などに呼びかけ、さらには大隈重信、西園寺公望、伊藤博文などの政治家や、三井八郎右衛門、住友吉左衛門などの財界人に賛成を求め、明治三〇（一八九七）年に第一回の発起人会を開催している。

その時には、創立委員長として近衛篤磨が、副委員長として北島治房が選ばれ、会計監督に渋沢栄一、住友吉左衛門、創立委員として大隈重信、岩崎弥之助、児島惟謙、内海忠勝、土倉庄三郎、広岡浅子、成瀬仁蔵らが委嘱されている。¹⁵

なお、発起人には、鴻池善右衛門、広瀬幸平、田中市兵衛、磯野小右衛門らの大隈の実業界のメンバーや、砂川雄峻、渋川忠二郎ら、創立期の関西法律学校とも関係の深い大阪の法律家の名が列せられていることも注目される。¹⁵これは当初、日本女子大学校を大阪の城南、清水谷に設立する予定になっていたことから、大阪の関係者が多く関与したためであるが、その後、岩崎や三井、渋沢などの働きかけもあつて、明治三三年中には、大阪建設計画が東京に変更され、翌年の明治三四（一九〇一）年四月に、三井家から寄付された東京の目白台の地に、日本女子大学校は開校されるはこびとなるが、その後も児島惟謙は、評議員として大学校の運営に関与している。同校が開設される以前の明治三二年五月二九日、「日

本女子大学校創立委員会」が大阪の地で開催されているが、『大阪毎日新聞』によれば、「同校発起人成瀬仁蔵氏、及び住友吉左衛門、土倉庄三郎、広岡信五郎の諸氏は、一昨日午後四時、大隈伯を旅館花屋に訪ひ、伯より女子大学に関する東京の模様を聞き、更に創立に関して種々懇談したるよし。北島男、菊池知事、田村市長、磯野小右衛門、土居通夫、砂川雄峻の諸氏も臨みたりと云ふ」とあり、大隈重信、成瀬仁蔵らのメンバーとともに、北島治房や土居通夫、砂川雄峻らが創立に関する会合をもつたことを報じている。¹⁶当時の熱気を伝えるものといえよう。

その後、大阪設立計画が東京に変更された後にあつても、藤田伝三郎が香雪化学館を寄贈したり、住友、鴻池、磯野、田中市兵衛などをはじめ、大阪の財界人は積極的に日本女子大学校を支援しているが、¹⁶計画当初から見れば、やや大阪組の直接的な関与が後退した印象を与えるのは、当然といえば当然かも知れない。土居通夫などもそれ以上の関与はしていないようである。

もつともそのことは、土居通夫が、こうした教育事業などに無関心であつたことを示すものではない。明治三八（一九〇五）年に大阪女子実業学校が創立された時には、土居通夫は、これに積極的にかかわつており、また明治三二年には、国学者契沖の終焉の地である大阪東高津の円珠庵保存会に、高崎正風、村山龍平、北畠治房らと名譽賛助員として参加するなど、これらの事業に熱意を見せている。土居通夫は、このように、すくなくとも大阪の発展にかかわる事業については、むしろ熱心に取り組んでいたことを示している。

こうしたことから見れば、児島惟謙や北畠治房が積極的に関与した教育事業であつても、土居通夫が、必ずしも、それに呼応して関係したわけでもないことがわかる。そこには、土居自身の判断が強く働いていたことがうかがえるのである。

関西法律学校の創立から七年を経た、明治二六（一八九三）年に、関西法律学校は、司法省指定学校の認可を

得たが、それを伝える『大阪毎日新聞』の記事は、次のように述べている。⁽²⁾

今度司法省告示第九十一号を以て指定学校の認可を得たる関西法律学校は去十九年十月当時在阪の法官井上操、鶴見守義、志方鍛、法学士小倉久、堀田正忠、渋川忠次郎等の諸氏児島惟謙、犬塚盛巍と協議の上鴻池善右衛門、藤田伝三郎、土居通夫等三氏の賛助を得て創設したる者にて廿一年特別認可学校の申請をなせしも其許を得ざりしが校運次第に盛なるの今日に至り関西地方に於て最も名譽なる指定学校の一に数へられしは実に発起者賛成者の満足と云ふべし今過去七年間に於ける同校卒業生の数を聞くに第一期に十七名第二期に十五名第三期に二十一名第四期に十二名第五期に十五名あり内高等官及び弁護士に及第せし者二十六名判任官及び同等官に任用せられし者八十七名公証人に及第せし者十二名なりと

なお、同年二月一九日付の『大阪朝日新聞』にも、同様の記事が掲載され、入学者数二四〇三名のうち高等官及び弁護士に及第せし者二一名、判任官及び同等官に任用せられし者八七名などと記し、教師は現在二三名、そのうち井上操、鶴見守義、小倉久、堀田正忠、志方鍛、渋川忠二郎等の諸氏がおもな者で、無報酬で毎日三時間あて教授をおこなつており、そうした教師の努力が、実を結んだとしている。⁽²²⁾

これらの記事のなかで、『大阪毎日新聞』は、創立の事情を伝え、一九年一〇月当時在阪の法官たちが、控訴院長児島惟謙、検事長大塚盛巍と協議の上で、「鴻池善右衛門、藤田伝三郎、土居通夫等三氏の賛助を得て創設した」としていることは、注目に値する。おそらく、この記事は、関西法律学校の発表をそのまま記事にしたものと思われ、大阪財界の中心人物である三者の賛助を得たことが、法律学校創立の上で重要であつたことを示しているものと考えられる。

この点については、翌年一月一六日の『大阪毎日新

聞』に、「関西法律学校の講師十数名発起となり同校は先般司法省の指定学校となりしが此は畢竟創始の際掘金せし人々の功勞によるものなりとて一昨日午後二時より網嶋鮒宇樓に其人々を招待せしに出席せしは藤田伝三郎、土居通夫、上野理一、俣野景孝等の諸氏にして其他は事故出席せざりしものあり又北畠控訴院長、林検事長、一瀬検事正等は南都法隆寺へ赴きたるを以て出席せざりし……」と伝えており、前述の藤田、土居のほか、朝日新聞社長の上野らが出席したということは、鴻池、藤田、土居を中心に、当初かかわつた大阪財界の関係者の範圍は、さらに広がるようである。なお、この時期、大阪控訴院長は、児島惟謙が大審院長に転任した後任として、北畠治房が就任している。(また北畠は控訴院長就任後、関西法律学校の評議員になつている。)

鴻池、藤田、土居の三者について見れば、鴻池が、鴻池の顧問である土居の意見にもとづいて関西法律学校創立に協力したであろうことが想像できそうであるが、藤田については、おそらくは五代友厚との関係から土居と

のつながりがあったと考えることもできる。

周知のように、藤田は、明治一二（一八七九）年の藤田組贖札事件で検挙され窮地に陥るのであるが、五代友厚の奔走により名誉回復され、それ以降、五代の關係する各種の事業にかかわり、さらには大阪商法會議所（のちの大阪商工会議所の前身）の設立についても、五代に協力するなど、薩摩系の五代と長州系の藤田とは、意外と深いつながりを有していた。⁽³⁾ 土居は、後に見るように、五代の腹心ともいべき人物であったから、五代亡きあとも、藤田とのつながりを持ち、そうしたことから、藤田が関西法律学校にかかわったと考えることもできそうであるが、いずれも大阪財界を代表する実力者であるだけに、土居との個人的關係とは別に、それぞれ関西法律学校の呼びかけに応じて、その創立にかかわった可能性も否定できない。いずれにせよ、土居との關係如何にかかわらず、それぞれが深く考えるところがあったと見てよさそうである。

このように考えられるとすれば、土居通夫が「名譽校

員」として、関西法律学校の創立に名をつらねているのも、それら大阪経済人との相談の上で、土居が選ばれて名前をつらねたか、あるいは土居自らが進んで加わったかのいずれかであるにちがひなく、児島惟謙との個人的な關係だけではなかったものと思われる。

かつて、明治一三（一八八〇）年に、五代友厚が中心になって私立大阪商業講習所（のちの大阪商科大学、現在の大阪市立大学）を設立した際にも、鴻池善右衛門、広瀬宰平（住友吉左衛門代理）、田中市兵衛らをはじめとする大阪の財界人たちが深く関与しており、近代的な商業教育を本格的に伸張することに強い意欲を示したが、関西法律学校の創立についても、これと同一の精神にもとづき、近代法教育を大阪の地に根づかせることを期待して、土居通夫をはじめ、大阪の財界人が協力を惜しまなかったものと考えてよい。⁽⁵⁾

なお、明治三七（一九〇四）年一月に、関西法律学校（当時校長は大阪控訴院長加太邦憲）は、専門学校令による認可を受けるが、それに合わせて、前年度より、大



鴻池善右衛門



藤田傳三郎

阪市西区に江戸堀校舎を新築して移転する準備を進めていたが、関西法律学校の運営に尽力すべく、評議員として、鴻池善右衛門、藤田伝三郎、土居通夫、松本重太郎、村山龍平、磯野小右衛門、外山脩造、田中市兵衛が加わっている。⁽²⁶⁾ これら明治期の大阪財界を代表する主な人物が関西法律学校にかかわっていることは、この時期の特徴というよりは、さらにその時期を遡らせてもまちがいなからう。

二 土居通夫の司法省退官と実業界入り

ここで、土居通夫の経歴を簡単に振り返っておこう。

土居通夫は、天保八（一八三七）年四月二日、伊予国宇和島藩の下級武士の家に生まれ、幼少の頃より文武に秀でたが、のちに脱藩して大阪に出て、薩摩藩の中井弘（のち滋賀県令、京都府知事などを歴任、イギリス公使パークスが攘夷派浪士に襲撃された際に応戦してこれを倒したことで知られる）と親交をもち、国事に奔走するようになった。その後、慶応四（一八六八）年には帰藩を赦され、新政府の議定で外国事務総督であった宇和島藩主伊達宗城が、大阪鎮台、さらには大阪裁判所副総督（この時期の裁判所の名称は、旧幕時代の町奉行所などと同義であり、また鎮台も町奉行の職名を軍事色の強いものに変えたものである）を命ぜられると、その下で働き、明治二（一八六九）年には、当時川口にあった、五代友厚の統括する外国事務局の大阪運上所に勤務して、

外国商船などの交渉を担当し、さらには大阪府の官員となった。この頃、五代の紹介で奈良出身の北島四郎（のち治房）と知り合い、以後、それこそ「生涯の盟友」というべき間柄になった。

明治四年に退官後、一時東京の大隈重信邸に住み、明治五年には、既に司法省入りしていた北島の斡旋で司法省に出仕し、東京裁判所勤務になったが、翌年には、開設されたばかりの兵庫裁判所長として赴任、明治九（一八七六）年大阪上等裁判所勤務、明治一四（一八八一）年には大審院判事に進んだが、病を得て、翌一五年六月には大阪控訴裁判所判事として帰阪、大阪重罪裁判所長などを勤めた。明治一六年には児島惟謙が大坂控訴裁判所長として着任したが、土居通夫は、明治一七（一八八四）年四月に退官、五月に鴻池家の顧問に就任し、二〇年、大阪株式取引所創立委員、また大阪電燈会社の創立に参加、翌年より社長。二三年には大阪毎日新聞社の相談役（創立発起人でもある）、二五（一八九二）年には日本生命保険会社（当時社長は鴻池善右衛門）の相談役



五代友厚 (大阪商工会議所蔵)

に就任した。²⁷⁾

土居通夫の事業は、宮本又次氏によれば、鉄道、電鉄に関するものもつとも多く、ついで、電灯・生命保険関係、さらには銀行業となるが、おもなものを挙げれば、阪鶴鉄道、宇和島鉄道、伊賀鉄道、紀和鉄道、北越鉄道、京阪電鉄などの鉄道業、銀行では、大阪実業銀行、日本共同銀行、北浜銀行、大阪農工銀行、大正貯蓄銀行などに関与し、宇治川水電取締役、大日本麦酒取締役、堂島

米穀取引所理事長、日本電気協会会長、大阪実業協会会長なども勤めた。²⁸⁾

明治二八(一八九五)年からは、大阪商業会議所(現在の大阪商工会議所の前身)会頭となり、終身その地位にあつた。大正六(一九一七)年九月九日没。八〇歳。

このように、大阪をはじめ関西を中心とした土居通夫の事業は、目覚ましいものがあつたが、関西財界の「中心的な存在」としての土居通夫の名前を内外に知らしめたのは、なんといつても、土居通夫が中心になつて政府に働きかけて実現をみた、明治三六(一九〇三)年の第五回内国勸業博覧会の大阪誘致である²⁹⁾。それまでの勸業博覧会では最大規模になる内国勸業博覧会を、天王寺今宮一帯を主会場として開催し(その跡地の東半分は天王寺公園が設けられた)、大阪の発展に大きく寄与したことは、特筆されてしかるべきである。土居はまた、博覧会終了後の跡地利用を目的に設立された大阪土地建物株式会社の社長となり、現在の新世界一帯にルナ・パークと名づけた遊園地と、パリのエッフェル塔をモデルに

した通天閣を建造するなどしたことでも知られている。なお通天閣の名称は、土居通夫の名前からとられたと、かつて言われていたが、大阪の儒者藤沢南岳による命名であることが今日知られている。これについては、小松左京氏「こちら関西」(『産経新聞』一九九三年七月九日付夕刊)などを参照されたい。南岳は大阪を代表する漢学塾であった泊園書院の主筆者であり、その蔵書二万冊は、本学に寄贈されている。

また土居通夫の経歴のなかで、もつとも深く関係した人物といえ、やはり、五代友厚と北畠治房の名を挙げなければならぬ。土居通夫が、大阪運上所に勤務し、さらには大阪府の官員となつたのは、もつぱら五代の誘引によるものであり、また司法界に身を置いたのも、五代の意を受けた北畠の働きによるものであった。土居通夫が、五代に傾倒していたことは、現在残されている五代友厚関係文書(大阪商工会議所所蔵)のなかで、土居通夫から五代に宛てた書簡が飛びぬけて多いことから理解される。¹⁰⁾

五代友厚は、薩摩藩士として幕末の長崎の海軍伝習所に学び、幕府の勝海舟や松本良順、長州の桂小五郎や高杉晋作、土佐の坂本龍馬、グラバー商会のグラバーらと親交をもち、薩摩藩にあつて次第に頭角を表わし、薩摩藩士のイギリス留学を建言して、みずから引率するなどして、広く欧州を見聞し、当時としては国際情勢に明るい数少ない人物であつた。薩摩の大久保利通とは最も親しく、また同じく薩摩藩の松方正義、寺島宗則、黒田清隆らと強いつながりをもち、同時に佐賀の大隈重信らとも密接な関係を有していた。新政府の外国事務の責任者として、神戸事件や堺事件、パークス襲撃事件などの難事件の解決に手腕を発揮し、のちには新政府の指導者として活躍することを当然視されていたが、大阪に残ることを懇請した大阪の人々に応えて、官界への道を捨て、民間人として、大阪の発展に尽くした。

織田作之助が、大阪の恩人であり、指導者であつたと述べているように、¹¹⁾五代は、維新後、加島屋、天王寺屋といった豪商が次々と姿を消し、一時火の消えたような

大阪商法會議所新築圖



大阪商法會議所（明治24年頃 大阪商工会議所蔵）

有様であった大阪の復興、とりわけ近代的産業の振興にその後半生をついやした人物であつて、大阪堂島米商會所や大阪株式取引所、大阪商法會議所（のちの大阪商業會議所、現大阪商工会議所）の設立、商業教育のための大阪商業講習所（大阪商科大学の前身）の創立、大阪製銅株式会社、関西貿易社、東京馬車鉄道株式会社、阪堺鉄道会社、神戸棧橋会社の設立や、様々な鉱山事業などを展開し、大阪の産業の近代化にかかわる事業のほとんどに関係し、時には政府を支える働きをもした。織田作之助は、五代の死後に残されたものは、一〇〇万円の負債だけであつて、友厚の遺族はほとんど無一物となつたが、その負債でもつて大阪更生の礎をつくつたと述べたが、五代はまた、政府高官をはじめ、有為の人材に対しても経済的援助を惜しまず、五代の世話になつた者は多数にのほつた。

土居通夫は、この五代とほぼ日常的につながりを持ち、さらには五代の三女芳子を養女に迎え、宇和島旧藩主の伊達宗徳（宇和島藩主伊達宗紀の二男で、伊達宗城の藩

主就任と同時にその養子となる)の三男剛吉郎をも養子に迎え、兩人に土居家を継がせていることからわかるように、伊達家とも強い関係を有していた。(ちなみに、土居邸は、大阪での伊達家の定宿になっていた。また児島惟謙も、伊達家の評議員会のメンバーとなり、晩年には伊達家の出資になる第二〇国立銀行の頭取に就任するなどしている。)

土居通夫の生涯で、もっとも大きな転機といえば、やはり、明治一七(一八八四)年に司法界を退き、実業界に身を置いたことである。大審院判事(今日でいえば、最高裁判事に相当する)や大阪重罪裁判所長にまでなった土居通夫が、明治一七年五月に、大阪の豪商鴻池家の顧問となったことは、当時にあっても異例なことであった。

しかし、その経緯については、これまで、大正一三年刊行の半井桃水の伝記『土居通夫君伝』に記されていることが知られているのみである。³⁴⁾

それによれば、当時の大阪府知事建野郷三が、家政の

傾いた鴻池家に勧告して、適當の人材の指導を受けるように求め、鴻池家では最初これを一蹴したが、いよいよ困難になるにつれて、あらためて建野府知事に懇請し、種々相談した結果、かつて維新前に、俳句の会で鴻池一門と顔見知りであった土居通夫に顧問就任を依頼したいということ、建野に斡旋方を依頼し、建野が土居を説得して、土居も鴻池側にいくつもの条件をつけて、ようやく就任を認めたというものである。³⁵⁾

その後の記述も、ほぼ如上の伝記によっており、宮本又次氏なども、ほぼその説に従っておられる。³⁶⁾ もっとも、小説土居通夫伝の作者である小島直記氏は、句会で土居通夫と鴻池一門の人々が互いに顔なじみであったという理由では、重大な家政の運命を任せるには根拠が薄弱であり、それにとどまらず、別の理由があったのではないかと推測されている。

すなわち、第一には、土居通夫が、「大阪財界リーダー―五代友厚」と関係の深い人物であること、また第二には、官員として内外に権威のあること、さらに第三には、

土居が大阪上等裁判所時代の明治一〇年頃に、土居の同僚であった伊庭貞剛が、叔父にあたる住友の広瀬幸平の推挙で住友入りし、住友の支配人として活躍していたことが、鴻池家の人々の耳に入り、判事土居通夫に期待するものがあつたのではないかと、小島氏は考察されて⁽³⁷⁾いる。

土居通夫が、たんに鴻池家の家政の顧問に納まるだけであつたのであれば、あるいは、かつての句会で知り合つた仲であつたという説明で足りるかも知れない。しかし、土居通夫は、鴻池家の顧問にとどまらず、鴻池家を足がかりにして、その後さまざまな事業の創業に関与し、大阪実業界の「中心人物」になつていったという、彼の経歴を考えれば、土居の方にこそ、大阪や大阪経済に対する積極的な姿勢というものがあつたことを推測させる⁽³⁸⁾。

土居通夫は、当時四七歳の壮年であり、裁判官を辞めなければならぬ事情があつたわけでもない。鴻池家に請われたために、裁判官を辞職したというのも、考えれ

ば解せない話であり、そうした受動的な転身と、その後の土居の経歴とは結びつきにくい。

かつて織田作之助は、五代友厚の生涯を記した『大阪の指導者』のなかで、土居通夫が明治一四年に東京へ転勤を命ぜられた時、「友厚に宛てた書翰を見ると、退官して大阪に止り、実業界にはいるべきか否やを相談してゐる。友厚が何と答へたかは不明だが、大阪の発展のためには大阪に止るべきを勧めたことは想像に難くない⁽³⁹⁾、と述べている。これによれば、土居通夫の方にも実業界入りの意思が少しはあつたことを示している。

また宮本又次氏は、土居通夫が大阪の豪商から誘いを受けていたと、のちに指摘されている。すなわち、「土居から五代への同時期の手紙によると、『大阪の三豪商』が土居に誘いをかけていたようである。そのうちの二つは住友家と鴻池家であつたらしいが、いま一つはわからない。結果的には土居は鴻池入りした。土居を鴻池にあつせんしたのは当時の大阪府知事建野郷三であつたといわれる。建野は鴻池家が明治維新以降著しく衰退し

たのを憂い、同家に有能な人材を登用することをすすめ、土居を推せんしたという」とされている。⁽¹⁰⁾

織田作之助と宮本又次氏とが、それぞれ言及されている土居通夫から五代友厚に宛てた書簡というのは、同一のものであり、土居の実業界入りの問題を検討する上で、やはり最も重要なものであると考えられる。以下それを見てみよう。⁽¹¹⁾

拜呈、然則、小生儀、今般大審院詰ノ命ヲ受ケタリ、兼テ北畠老人ノ尽力モ水泡ニ帰セシモノ、如シ、今更悔ムトモ甲斐ナキ事ナリ、此段御承知被下度、然ルニ、当地豪商ノ内両三名、頻リニ東行ヲ支へ、官ヲヤメテナリ、止マリ呉ヨト懇願ナスモノアリ、情勘考仕候処、大審院ニ参リ候共、定マリタル月給ヲ受クルノミニテ、他ニ頼ムベキ入額モ無之、東京へ住居ヲナスニハ、杓〔文〕字ヤレン木迄買入ザルヲ得ザル不自由ニ反シ、浪花ニテハ、従来ノ交際ニ原因シ、親シク申呉ル、モノ有シニ付、現今ハ誠ニ職

ヲ辞シテ自由ヲ得ルノ時節到来セリト信認イタシ候、仍テ大坂ニテ月々定マリタル給ヲ受クル会社ノ頭取トカ云フヤウナモノニ取付、而シテ両三豪家ノ顧問トナリ居レバ、官途ニ困シムヨリ、寧口上分別カト存候、

広瀬モ早速参リ、懇切ノ内話ヲナシ呉、閣下御帰坂アラバ、議シテ必ズ宜シキニ定ムベシト云ヘリ、小生一心ニテハ、最早辞職スルコトニ決定候へ共、万一大坂裁判所長ニ転ズルノ策立バ、一時東京へ出、然ル后、赴任シテ帰坂スルノ榮ヲ得ルモ又妙ナリト云ハザルベカラズ、坂地ニアラバ、官途ニ居テモ月給外ノ弁益ヲ得ルコトアリ、此一策行ル、ヤ否ニ至リテハ、少シク志を動カシ居申候、最早此場合ニ至リテハ、仮令、大坂裁判所ニモセヨ、官途ニ居ルハ拙策ナリ、断然辞スルニ如カズト云フ御見込ナラバ、潔ク辞表差出シ可申候、尤、一寸上京ハナシテ、然ル后、辞表ヲ呈スル積リニ御座候、只一言ニ申セバ、大坂ニハ必ズ居住ヲ定ムベシ、官



北島治房

ニアルモ、官ニアラザルモ、此地ヲ動クマジト確言セシナリ、何卒御賢慮相伺侯故、右の事情篤ト御汲取、何分ノ御指揮被下度、只閣下ノ一言ニテ進退相極可申、広瀬ハ、不日、閣下御帰坂ニ可相成ト存ズル間、夫レ迄ハ滞坂可然云々申呉、固ヨリ其事ナキトモ、事務引継等ニ当月中ハ相掛リ、其内ニ天和山ノ目度モ相定置候心得ニ御座候、御帰坂迄ニ一筆御見込被仰下度、東京ニ在勤スル事ハ決シテ望ミ不申、進退此時ニ切迫罷在候、此段、早々申上候也、

(明治一四年)

二月五日

無腸生

松陰大人閣下

(追伸省略)

この書簡で土居通夫は、明治一四(一八八一)年に入つて大審院判事を命ぜられたことを五代に伝え、それまでの北島治房の尽力も水泡に帰してしまつたと嘆いてゐる。北島の尽力というのが何か不明であるが、文面からすれば、北島が土居の東京行きを阻止するために働いていたものと読める。

ところが、「大阪の豪商ノ内兩三名」が東京行きに反對し、裁判官を辞職すべきであるとまで主張するので、「現今ハ誠ニ職ヲ辞シテ自由ヲ得ルノ時節到来セリト信認」し、「会社ノ頭取」などになるとともに、「兩三豪家ノ顧問」になる方が、「上分別」ではないか、と五代に述べてゐる。

住友家の総理代人である広瀬幸平も心配して相談にのつてくれ、東京にいる五代が帰阪すれば、適切な判断を

してくれりと述べたが、「小生一心ニテハ、最早辭職スルコトニ決定候ヘトモ」云々として、「只一言ニ申セバ、大坂ニハ必ず居任ヲ定ムベシ、官ニアルモ、官ニアラザルモ、此地ヲ動クマジト確言セシナリ」と、自分の決意を伝えている。その上で、「何分ノ御指揮下サレタク、タダ閣下ノ一言ニテ進退相極申スベシ」と、五代の判断に一任することを、土居は言明している。

以上の五代宛ての書簡を見れば、土居自身の気持は相当揺れているが、いずれにせよ最終的には、五代のいる大阪の地に腰を落ち着きたいという考えであつたことは確かであり、あとは五代の判断に委ねるつもりであつたことも、また確かなことであると考えられる。

織田作之助は、この書簡から、五代が土居に対して、「大阪の発展のために大阪に止るべきを勧めた」と想像したが、既に土居は、この件について五代に一任している以上、五代の意に反して上京したとは考えにくい。この間の経緯はともあれ、最終的には五代が東京行きを勧めたからこそ、土居は大阪に思いを残しながらも上京し

たと見るべきである。

北島についても、土居の言うように、東京行きを阻止する工作をしていたとしても、土居が上京することは大歓迎であつたにちがいない。四年ほど以前のことになるが、明治九（一八七六）年に土居通夫が兵庫裁判所から大阪上等裁判所に転勤になつた時期に、北島が五代に宛てた書簡の末尾に、土居について触れて次のように述べているところがある。⁽¹⁵⁾

○土居も大坂ニカハリタルハ、あやしき事ニ無之候、四五年モ一ヶ所ニ奉職セシハ土居ノミ、最早、東京ニ引取テ、モソツト勉強ヲサセ度存候へども、力ヲ不及シテ、大坂ニカワレリ、油断セヌ様ニアリタシ、此節兵庫才判処一同ト留別ノ文章を為リ、之ヲ活板シ、唯人ガシタリトテ、同人より送り越シタリ、誠ニ士君子ノ所為ニ非ラザル也、故ニ、ヤカマシク叱リ遣し申候、ケ様ノモノ、世上ニ伝播シテハ、甚不都合ナリト、大人よりも御一叱、早々取マトメ候様、

御申聞被下度候、まづハ大略、早々拝具、

(明治九年)

十月十七日夜

幸教生 拜

松陰大人閣下

北畠に言わせれば、大阪上等裁判所への転勤を土居が不審に考えているのは以ての外であつて、しかも留別の文章などを作つて印刷して人に配るなど、とても「士君子ノ所為」とは思われないと手厳しく批判し、北畠としては、東京に来させて自分のもとで勉強させたいと考えていたが、今回残念ながら自分の力及ばず大阪在勤になつたと述べ、五代からも厳しく言つてほしいと注文したのである。

五代の紹介で大隈に私淑し、大隈邸の隣に住んで、政府関係の情報をしばしば五代に伝えていたこの時期の北畠にとつて、土居の居場所へのこだわり方ははやく見えたのであろう。そうした北畠が、時期は異なるにせよ、大阪へのこだわりを見せる土居にどこまで同調したかは疑わしい。五代にしても、明治一四(一八八一)年には、

その後大事件に発展した開拓使官有物払下げ問題など、東京に比重がかかつていた時期でもあり、土居が上京することに異議があつたとは思えない。

なお、この北海道開拓使官有物払下げ問題は、自由民権派による政府攻撃の絶好の材料となり、五代は政府と結託した政商として総攻撃を受け、またそうした政府攻撃が、実は三菱と組んだ大隈重信一派の陰謀であるという説が流布し、政府が官有物払下げの中止と、大隈や大隈派の官僚を追放するとともに、憲法の制定、明治二三年の国会開設を約束する勅諭を發して、明治時代の一つの大きな転機となる、いわゆる明治一四年の政変に行き着くのであるが、五代と大隈、そして北畠との間に対立関係があつたというのは、事実無根であり、その点についてのみ言えば、大隈陰謀説は成り立たないと言つてよい。

この一四年の政変は、官有物払下げ問題のみならず、國家財政のあり方をめぐる対立や、立憲政体そのものにかかわる対立など、明治一一年の大久保利通の暗殺以後、

次第に拡大していった政府をも二分するような大きな対立を背景にもち、官有物払下げ問題は、その引き金になったに過ぎないといえる。この事件で五代は、表面的にはそれほど打撃を受けた様子には見えず、相変らず精神的な活動を続けているが、やはり心労が重なったのか、四年後の明治一八（一八八五）年に四九歳で死去している。

再び、土居通夫の書簡にもどろう。土居通夫は、大審院詰めの内示を受けた後に、大阪の「両三豪家」から大阪に留まるべきであると強く要請され、心を動かされたと記している。この「両三豪家」について、宮本又次氏は、そのうちの二つは「住友家と鴻池家」であったと推測されたが、この文面を読むかぎり、それが誰であったかはわからない。住友家でなかったことだけは確かである。広瀬幸平は、五代に相談することを勧めはしたものの、それ以上には何も言っていないからである。

そしておそらくは、ただ単に「両三豪家」だけが土居に対して大阪に留まることを要請したわけではなく、あ

る程度、大阪の実業界の意向が、そこに働いていたと考えるべきである。それゆえ、土居通夫は心を動かされたものと見るができる。そうでなければ、その後土居通夫が実業界入りして、大阪財界の「中心的な存在」となり、いわば五代が占めていた位置を土居が占めるようになったことを説明できないからである。

土居通夫が大阪に留まることを強く要請されたのは、一体何故だったのだろうか。五代につながる人物というだけだったのだろうか。

この点に関して、先の広瀬幸平が、明治一四年の一月五日付の五代宛ての書簡のなかで、土居の転任問題について触れ、次のように述べていることが注目しうる。

……彼ノ一件、首尾ヲ得候ニ付、一日モ早く、御帰坂ヲ相待居候際、土居判事ニハ、不図、今般大審詰メ転任ノ下命突然ト来リ、同氏ハ到底、我大坂永居ノ目的ニテ失望シ、其進退ニ付、内話も有之、兎も角、大兄の御帰坂ヲ相待、万端御厚配ヲ願上候、尤、

弊生の愚考も有之、因テ一日も早く御帰坂願上候、
先般の事件、同氏の援声、其尽力不勤、報酬も仕度、
百事該事件の取片附も、大兄御帰坂の上ト、彼是苦
慮罷在候、定テ、同氏よりも書状可仕候得共、早々
御用済、御帰坂可被下候、……何分、前書ノ意中御
憐察、土居氏ノ為メ、一日も早く御帰坂可被下候、
……

(明治一四年)

一月五日午前

広瀬宰平 拜

松陰大兄 侍史

広瀬によれば、土居自身は大阪に永住したい気持があり、それについて土居とも話をし、広瀬個人の考えもないわけではないが、ともかく五代の帰坂後に万事ご指示をいただきたいと述べ、「先般の事件」について、土居通夫の「援声」、「尽力」が大きかったことをあげて、いずれにせよ、何らかの「報酬」をすることを考えていると、広瀬は記している。

この書簡の内容からすれば、かりに土居が大審院判事の職を辞して大阪に留まるのであれば、広瀬としても協力を惜しまないということを伝えたものと見てよい。広瀬が、そこまで述べたのは、五代と土居との関係もあらうが、とくに「先般の事件」、「彼ノ一件」についての土居通夫の働きを高く評価してのことであつたことは、文面からわかる。

ここで広瀬が述べている「先般の事件」というのは、前年に起こつた「堂島一件」及び、それに関連して引き起こされた裁判を指すものと見ることができるといふ。

周知のように、明治政府による最初の米穀取引にかかわる「米商会所条例」が、明治九（一八七六）年八月一日に、太政官布告第一〇五号として公布されると、いはやく、同年九月二五日に、大阪堂島米商会所が創立されたのをはじめとして、東京、名古屋、京都など各地に米商会所が設立された。⁽⁴⁾

大阪堂島米商会所の設立出願は、鴻池善右衛門、三井元之助、磯野小右衛門、芝川又平、藤田伝三郎ら一六名

の名前で行われているが、その出願をさせたのは、五代友厚の尽力によるものであったとされている。すなわち、「是れが設置に関し、台閣諸公と協議研究し、或る複雑な事情に依り直接名義を示現する能はざるを以て、即ち其の代理として、彼の近親にして同家支配人の事務を主宰し居たりし故田中市兵衛氏及び縁故者土居通夫氏の名目を以て、万般の交渉に当らしめ、自己亦隠れたる後援者として、……是れが創立に奔走し、遂に其の設立を見るに至りしなりと云ふ」。これによれば、五代友厚は、ある複雑な事情により、自分は表面に出ず、田中市兵衛と「縁故者土居通夫」の名目で、種々の交渉をさせた、ということであるが、当時大阪上等裁判所判事に転任したばかりの土居通夫の名前が何故ここに出てくるのかは説明がなく、詳細は不明であるが、土居は、司法省出仕以降も五代と密接な関係をもち、様々な形で五代の意向にそった活動をしていたから、五代とのかかわりで土居が働いていたとしても不思議なことではない。あるいは大藏卿であった大隈重信などとの連絡役などをしていた

ことも想像できる。(なお、「縁故者」云々は、のちに土居が五代の三女芳子を養女に迎えたことから、伝記執筆時から見て、土居を五代の縁故者としたものである。)

それはともかく、明治一三(一八八〇)年の「堂島一件」というのは、この大阪堂島米商会所の米穀取引をめぐって起きた事件であり、明治一〇年の西南戦争後の物価騰貴のなかで米価もまた値上がり傾向にあったが、明治一二年末から一三年にかけて、堂島米商会所の米穀取引は異常な高騰をみせ、これを憂慮した五代友厚、広瀬幸平らが数一〇万石を売り出して、騰貴を押さえようとしたが、これに対して磯野小右衛門らが買い煽り、米価は一層急騰したため、五代らはさらに売りあびせるなどして、市場は乱高下の様相をみせ、混乱状態になったために、ついに明治一三年三月二九日に堂島米商会所は立会を中止し、売買双方より増証拠金を追徴することになり、それを不当とした買方の証拠金や身元金を没収して、仲買人除名という強硬手段を取ったため、市場はいよいよ紛糾し、四月一三日に至って、政府が取引停止を命じ

た、という事件である。そして藤本清兵衛ら買方仲買人は、証拠金・身元金の没収と除名処分を不当として、米商会所頭取芝川又平、副頭取玉手弘通らを相手どり、大阪地方裁判所に提訴し、芝川や玉手らは、取調べのため¹⁷⁾に検事局に拘留されるといった事態になったのである。

世評によれば、五代一派らが政府と組んで米穀を売りかけたがために、一層米価の高騰を招き、その失敗を挽回しようとして堂島米商会所が立会を中止したなどと喧伝され、五代らの行為を、策謀として非難する声や、投機的取引を煽るものとして糾弾する意見なども出され、その後の北海道開拓使官有物払下げ事件の伏線にもなっていくが、五代や広瀬宰平らの言い分によれば、米価の高騰により細民が非常な圧迫をうけ、また国家の財政上にも多大な影響を与えるがために、これを放置できず、米穀の買い占めによる米価騰貴を押さえるために、売方として介入したというものであった¹⁸⁾。この直後の五月一日に大隈重信に宛てた五代の書簡では、堂島一件で五代らが売方として動いたのは、大隈の依頼を受けたから

だと五代が唱えているという説が流布しており、ありえないことであるが、この説はよほど意味違謀のあることと想像できるので、ぜひとも、その説の出所を調査して、北島治房にまで洩らしていたできたいと述べ、このたびの一事は、「只私心アル処、幾分カ米価下直ニナル時は、常平の御備米も出来ルト云フ意アルノミ」と釈明している¹⁹⁾。

そしてこの事件に関連して、処分を受けた買方仲買人らが、大阪裁判所に訴え、この年の八月一六日以降、頭取の芝川らはたびたび大阪地方裁判所検事局に呼びだされて取調べをうけていたが、ついに一月一四日には検事局より、「不審之廉」ありとして、頭取芝川又平、副頭取玉手弘通、理事角田富次郎が拘留されて取調べられる事態に発展し、その他広瀬ら関係者の取調べが進められていった。これに関して、広瀬宰平は、この明治一三年の一月二三日付の五代宛ての書状のなかで、次のように記している²⁰⁾。

……公平ナル判決ハ無疑ト相信ジ候得共、万一、奸人ノ為メ、先醒ノ大名譽ヲ害セラレ候テハ、千歳の末ニ取返ス不能、因テ其予防ハ当地ニ於テ、土居或ハ吉印シ、沼印シエ、当春来、国民ノ為メニ尽スノ原因ヲ充分ニ陳述シ、米会所の正理ヲ徹キ、一步も不退の根氣ニ御座候、……既ニ弊生も遠足留メノ拜命ニヨリ、想像スレバ、只、此俟先醒ヲ不問ニ過グニ不至ヤト、大ニ苦慮仕候、主謀ノ名ヲ下ダシ候旧檢事ノ見込、実ニ可憎事ニ候、昨日、土居ニ面会シ、弁論研究、決テ不利ヲ招クノ愁ヒハ無之候得共、今日天下ノ形勢、青天モ忽チ雲霧ノ為メニ暗澹模糊トナル、其予防タルヤ智略の外有之間敷、昼夜、頑老苦心罷在候、……

この書状によれば、広瀬も取調べを受け、禁足処分となっており、檢事側が事件の首謀者を追及して、五代についても取調べの手が及ぶかも知れず、そうなれば五代の名譽を害することにもなるので、土居判事に、

今回の一件について説明し、昨日も土居に面会して、弁論の方法を研究するなどしたことを報告し、苦心していることを伝えている。

さらに、この件については、明けて明治一四年の一月一三日に、五代配下の稲岡義虎が東京にいる五代に連絡した書簡が詳細である。⁽⁵⁾ それによれば、

……過ル七日朝帰阪、早速、北畠公の紙面、土居氏へ相届ケ、同氏より、夫々被差示、清岡始メ同意、断然、館主公閣下ハ喚問せざる事ニ一決せり、尤、是より已前、土居、清岡、吉田相議して、閣下を喚問せざる事ニ決議致居候趣、旁以、彼氏の説符合、好都合ニ御座候、……檢事より糾問判事へ付したる書面写は、過日土居氏より御廻シ相成候付、定テ御落手と奉存候、……向後の変動無之時は、来ル廿日前後ニは、落着可致、最早、判決見込まで、相立居候内幕の噂もあり、旁以、御安心可被下候、……

として、東京での北畠治房の解釈を記した書面を、大阪上等裁判所の土居通夫へ届け、土居から、同地方裁判所の清岡、吉田兩判事と協議して、五代の喚問を見合わせることに決したこと、もっとも、北畠の書面を示す以前に、土居らが協議して喚問しないことを決議していたこと、吉田判事が掛り判事を指揮することになり、検事側の書面は土居を通じて五代に届いているはずであること、二〇日前後には判決が下され、芝川・玉手らが規則運営上不十分な点があったことのみが問題にされることになると思われることなどを明らかにして、事件の解決の近いことを稲岡は知らせている。

実際にも、この裁判は明治一四（一八八一）年一月一七日に無罪判決が出され、事件は落着するのであるが、ここでの土居通夫は、清岡、吉田兩判事とともに、明らかに五代や堂島米商会所側に立って動いており、裁判官の中立性という観点から見て問題があるが、そうした職分を越えた土居通夫の働きぶりが、広瀬幸平や米商会所の芝川、玉手らに土居の信用を高めさせたことは疑いな

い。

先の書簡の追伸のなかで、稲岡は、

無腸子昇級の云々ニ付ては、司法卿或ハ北畠判事へ当て、各判事より数通ノ書面を出セリ、其にて速ニ相運び候と確信仕候得共、御序ニ、尚、北畠公の尽力を御促し可被下候、

と記している。土居通夫の大審院判事への転任にかかわることと見てよいが、司法卿の田中不二麿や北畠治房に宛てて、各判事から数通の書面を出したというのは、どういうことであろうか。土居の転任に異議ないのであれば、その内示に対して行動を起こす必要もないから、ここでは、土居通夫の昇級を見合わせることを請願した上申書を、大阪上等裁判所の同僚の判事たちが、司法卿らに宛てて提出したことを示すものと考えられる。稲岡は、「其にて速ニ相運び候と確信」しているが、なお北畠治房の尽力を五代から促すように要請しているわけで

あるから、明らかに五代が土居の大審院への転任について、それを止めようとする工作に関与していたことを示すものと見ることが出来る。しかし、大審院詰めが正式に決定された後には、五代は土居が職を辞してまで大阪に留まることを望まず、むしろ上京するよう勧めたのである。

この年の五月には、住友の広瀬宰平は東京に出て、五月五日には、北畠や土居らと芝の紅葉館で会食したことを五代に報告している。広瀬の上京は、開拓使の長官である黒田清隆や内務卿の松方正義らに会い、北海道の開発事業計画について説明して、了解を得ようとしたものであり、この時期五代らは、開拓使の廃止を目前にして、五代や中野梧一、鴻池、住友、三井、田中市兵衛など大阪商法会議所にかかわる有力豪商が出資する関西貿易社を翌六月に創設し、それをもとに北海道の事業展開をおこなう計画を進めていたのである。広瀬は大隈重信にも、翌月予定している北海道周遊について説明し、大隈から国家に有益な事業であると讃美されたと五代に伝えてい

る。

土居通夫はといえば、その後次第に病気がちになり、一〇月一日の政変後の二四日には、血を吐くなどして、いよいよ健康が衰え、翌年に及ぶ長期の療養生活を余儀なくさせられている。そして、その年、明治一五（一八八二）年五月に大阪控訴裁判所に転勤を命ぜられ、大阪に戻ってくるのである。

一四年の七月下旬から九月にかけての時期は、開拓使官有物払下げ問題で、五代は悪徳政商として攻撃されており、土居にとっては、いやでも心労を増したにちがいない。五代が悪徳政商ならば、中野梧一や藤田伝三郎、広瀬宰平をはじめ、大阪商法会議所の主要メンバーはことごとく悪徳政商であるにちががなく、ひとり五代のみがその非難の対象とされることは、土居にしても耐え難いことであつたらうし、一四年の政変で大隈らが追放され、北畠も司法界を去ると、もはや土居が裁判官として留まることに意欲をもたなくなつたとしても不思議ではない。かつて五代に宛てて記したように、「職ヲ辞シテ

自由ヲ得ル」ために、大阪に戻りたいという気持が、いよいよ募り、大阪への転任を希望することになったのだろう。

土居通夫が、大阪控訴裁判所勤務となつて大阪に戻つた後、鴻池家の顧問に就任するまで、およそ二年間の期間がある。この間、依然として裁判所勤めをしていたことからすれば、五代としては、土居通夫の実業界への転身については、土居のために難色を示したか、あるいはそのための下準備をしていたかの、いずれかであろう。いずれにせよ、土居通夫が鴻池家の顧問になるについては、五代の意思が働いていたにちがいないのである。こうして土居は、ちようど児島惟謙の大阪控訴裁判所長着任と入れ替わるように、鴻池家の顧問に就任するのである。

三 結びにかえて

このように、土居通夫が裁判官を辞して実業界に入つ

た経過を見てみると、鴻池家や大阪府知事建野郷三などとの個人的な関係より以上に、五代友厚や北畠治房、さらには大阪商法会議所の主なメンバーである大阪財界人たちとの関係が大きく、とくに、五代らが巻き込まれた明治一四年の政変が、大きな契機になつたと考えることができる。

五代は、ちようどこの前後頃から心臓病や糖尿病を患うようになり、医師の診断を受けるようになったが、なお依然として精力的な活動をつづけていた。ところが、明治一八（一八八五）年九月に、急速に症状を悪化させ、豊子夫人やその兄の森山茂（外交官として知られた人物）、田中市兵衛、土居通夫、九里龍作（五代の養子となり、五代龍作を名乗り、五代の残した鮎山経営などを引き継いだ実業家）、岩瀬公圃（長崎時代以来の友人で、五代の設けた「弘成館」の代表）らが懸念の看病をつづけたが、いよいよ危篤となり、松方正義が、黒田清隆、森有礼、税所篤、吉井友実と相談の上、五代から遺言を聞き取つたが、それにより、家の事業は、種田誠一（第

三三国立銀行支配人で、谷元道之らとともに晩年の五代の事業に係りしていた、いずれも薩摩人）、谷元道之、土居通夫、岩瀬公圃、森山茂と相談して取り計らうことなどが決められ、その三日後の九月二十五日に五代は逝去している。⁴⁷⁾

土居通夫が、五代亡き後の大阪実業界の中心となつていくのは、五代の遺志にもとづくものと考えることができよう。

注

- (1) 宮本又次『大阪商人太平記』（『宮本又次著作集』第10巻、講談社、一九七八年）所収、四二頁以下。
- (2) 『関西大学百年史』人物編（関西大学、一九八六年）一九頁、「児島惟謙」の項。
- (3) 同前、六一頁以下、「土居通夫」の項。
- (4) 田畑忍『児島惟謙』（吉川弘文館、一九六三年）一五七頁以下。第五章「児島惟謙と教育事業」のうち、第一節「新島襄の同志社大学設立運動に対する援助」
- (5) 東京品川海晏寺の児島正一郎の墓碑銘参照。なお、長男正一郎は、その後、東京商工中学、東京高等商業学校を卒業して、外交官補となり、明治三十三年、北京の清国公使館に赴任し、いわゆる北清事変のために戦死している。
- (6) 以下の記述は、「同志社大学設立募金日誌」（『同志社百年史』資料編一、資料番号五七、同志社、一九七九年）などによる。
- (7) 『新島襄全集』9、来簡編 下、書簡番号515、金森通倫書簡、（同朋舎出版、一九九四年）。
- (8) 同前、書簡番号523、児島惟謙書簡。
- (9) 同前、書簡番号534、児島惟謙書簡。
- (10) おそらくは開催されなかったと思われる。というのは、この集会に強い関心をもっていた同志社側の記録に集会が開催されたことへの言及が一切なく、久原らが寄付に応じたのも、その年の秋以降であることなどが確認されるためである。

- (11) いずれも、前掲「同志社大学設立募金日誌」による。
- (12) 前掲『新島襄全集』9、書簡番号685、児島惟謙書簡。
- (13) 『図説 日本女子大学の八十年』（日本女子大学、一九八一年）参照。
- (14) 『日本女子大学校四十年史』（日本女子大学校、一九四二年）四七頁。
- (15) 同前。四六頁以下。
- (16) 『大阪毎日新聞』明治三二年五月三一日付、「日本女子大学校創立委員会」。この史料については、前掲『日本女子大学校四十年史』六一頁参照。なおまた『関西大学年史紀要』第四号（関西大学出版部、一九八三年）史料番号一六二号、さらに一五九号『大阪朝日新聞』同日付記事などを参照されたい。
- (17) 前掲書『図説 日本女子大学の八十年』四七頁。
- (18) 前掲書『日本女子大学校四十年史』六五頁。
- (19) 『大阪毎日新聞』明治三八年四月六日付。『関西大学年史紀要』第六号、一九八四年、史料番号三九号参照。
- (20) 『大阪朝日新聞』明治三二年四月二三日付。『関西大学年史紀要』第四号、一九八三年、史料番号一三〇号参照。
- (21) 『大阪毎日新聞』明治二六年二月二一日付。なお本記事については、『関西大学年史紀要』第三号（関西大学年史資料編集室、一九七八年二月）一一〇頁、資料番号三七、「記事 関西法律学校」を参照。
- (22) 『大阪朝日新聞』明治二六年二月一九日。『関西大学年史紀要』第三号、一一〇頁、資料番号 三六、「記事 関西法律学校の沿革」を参照。
- (23) 『大阪毎日新聞』明治二七年一月一六日付。『関西大学年史紀要』第三号、一一二頁、資料番号 二、「記事 関西指定学校の祝宴」を参照。
- (24) このことについては、さしあたり、宮本又次『五代友厚伝』（有斐閣、一九八一年）四一三頁以下を参照されたい。
- (25) 宮本又次氏前掲書『五代友厚伝』三九〇頁以下、さらに『大阪市立大学百年史』全学編上（大阪市立大学、一九八七年）参照。

(26) 『大阪朝日新聞』明治三十六年五月三〇日付。関西大年史紀要』第五号、二〇九頁、資料番号三四、「記事 関西法律学校」を参照。

(27) 土居通夫の経歴については、半井桃水『土居通夫君伝』（一九二四年）、宮本又次氏の前掲書、同「土居通夫」（宮本又次編『上方の研究』第四卷、清文堂出版、一九七六年）、『大阪商工会議所百年史』（大阪商工会議所、一九七九年）、作道洋太郎「大阪の経済を確立した土居通夫」（『日本の「創造力」』第三卷、NHK出版、一九九三年）、『新修大阪市史』第五卷などを参照されたい。土居通夫が東京の大隈重信邸に住むことになったのは、おそらくは五代友厚の依頼によるものと思われる。五代もまた、維新後一時大隈邸の長屋に住んだことがあることは、大隈自身が言及している。田中豊治郎編『近代之偉人故五代友厚伝』（友厚会、一九二一年）の大隈重信の序文を参照されたい。

(28) 宮本又次氏前掲書『大阪商人太平記』（宮本又次著作集』第一〇巻、講談社、一九七八年）所収、四八頁

以下。

(29) 半井桃水『土居通夫君伝』三五五頁以下を参照されたい。

(30) 日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』第一卷（東洋経済新報社、一九七一年）五九頁。新谷九郎氏によれば、五代宛ての書簡は、差出人五〇〇名を超え、そのうちもつとも多い土居通夫書簡は、七五通にのほり、西園寺雪江の六二通を引き離している。なお、北畠治房から五代に宛てた書状は三〇通を数える。

(31) 織田作之助『大阪の指導者』（錦城出版社、一九四三年）なお、本書は全編、五代友厚の伝記といえるものである。

(32) 同前、二〇二頁以下。この点については、前掲『近代之偉人故五代友厚伝』序文で、大隈重信が同様に述べている。

(33) 五代友厚の伝記としては、いくつか出されているが、宮本又次『五代友厚伝』（有斐閣、一九八一年）が、それまでの伝記などの成果をも多く採用しており、参

照されたい。

(34) 半井桃水『土居通夫君伝』(一九二四年)。なお、本書は自費出版されたものである。

(35) 同前、八四頁以下。

(36) 宮本又次氏前掲書『大阪商人太平記』(宮本又次著作集)第一〇巻、講談社、一九七八年)所収、四三頁以下を参照されたい。もつとも宮本氏は、その著『鴻池善右衛門』などでは、鴻池家ではなくて、大阪府知事建野郷三が土居通夫を推薦したとされている。宮本

又次『鴻池善右衛門』(吉川弘文館、一九五八年)二五二頁。なお、宮本又次「明治期における鴻池家の機構改革と鴻池家憲法」(『大阪の研究』第四巻、清文堂出版、一九七〇年)所収、七〇一頁を参照されたい。

(37) 小島直記『劍客豹変―小説土居通夫伝』P H P 研究所、一九八二年、一〇七頁以下。

(38) 宮本又次氏前掲論文「明治期における鴻池家の機構改革と鴻池家憲法」の指摘によれば、土居通夫の鴻池家とのかわり方は、顧問としては、さほど積極的であつたわけではなく、家政改革についても、穩健に進めた程度であつて、本格的な改革はされなかつたとい

(39) 織田作之助前掲書『大阪の指導者』二〇九頁以下。宮本又次編『企業家群像―近代大阪を担った人々―』(清文堂出版、一九八五年)五四頁以下。

(40) 大阪商工会議所所蔵、五代友厚関係文書。前掲『五代友厚伝記資料』第一巻、史料番号四九〇号。なお編者は、この書簡を明治一七年としているが、内容から見て、明治一四年の書簡である。

(41) 大阪商工会議所所蔵、五代友厚関係文書。前掲『五代友厚伝記資料』第一巻、史料番号七八三号。さしあたり、宮本又次氏前掲書『五代友厚伝』四三

(42) 大阪商工会議所所蔵、五代友厚関係文書。前掲『五代友厚伝記資料』第一巻、史料番号七八三号。さしあたり、宮本又次氏前掲書『五代友厚伝』四三

○頁以下参照。

- (44) 大阪商工会議所所蔵、五代友厚関係文書。前掲『五代友厚伝記資料』第一巻、史料番号四四〇号。
- (45) 詳細については、津川正幸『大阪堂島米商会所の研究』(晃洋書房、一九九〇年)を参照されたい。
- (46) 前掲書『近代之偉人故五代友厚伝』(友厚会、一九二一年)五三二頁。なお、この点については、津川正幸氏前掲書九七頁、宮本又次氏前掲書『五代友厚伝』三九七頁に、ほぼ、そのまま引用されている。
- (47) 津川正幸氏前掲書一八三頁以下、「四月限売買中止一件と五代友厚」、及び宮本又次氏前掲書『五代友厚伝』三九六頁以下、「堂島米商会所と五代の米相場」などを参照されたい。
- (48) 津川正幸氏前掲書一九二頁以下、宮本又次氏前掲書『五代友厚伝』三九六頁。
- (49) 大阪商工会議所所蔵、五代友厚関係文書。前掲『五代友厚伝記資料』第一巻、史料番号四一六号。
また津川正幸氏前掲書、一九八頁以下参照。
- (50) 「堂島米商会所日記」(2) (関西大学経済・政治研究所『調査と資料』第10号、一九六八年)七八頁。なお本日記は、同研究所研究員津川正幸氏により、翻刻、編集、校正などされたものである。
- (51) 同前、一六一頁。
- (52) 大阪商工会議所所蔵、五代友厚関係文書。前掲『五代友厚伝記資料』第一巻、史料番号四三八号。
- (53) 大阪商工会議所所蔵、五代友厚関係文書。前掲『五代友厚伝記資料』第一巻、史料番号四四四号。
- (54) 前掲「堂島米商会所日記」(2)、一二四頁以下。
- (55) 大阪商工会議所所蔵、五代友厚関係文書。前掲『五代友厚伝記資料』第一巻、史料番号四五二号。
- (56) 半井桃水「土居通夫君伝」八二頁以下。
- (57) 宮本又次氏前掲書『五代友厚伝』五〇〇頁以下参照。
(いちかわ くにとし 関西大学法学部教授)

土居通夫氏略歴

天保八年

四月二十一日伊与宇和島藩士大塚南平祐紀の六男として、宇和島元結掛(モットイギ)町に生まれる。

母は石井氏の出で志津。幼名萬之助。後年保太郎と称す。

佐伯(サイク)町の医師三好周伯に字を習い、藩校明倫館にて金子恥堂に漢書を学ぶ。

嘉永元年(一二歳)

藩剣道師範窪田派田宮流多都味嘉門に剣を習練する。

五年(二六歳)

軍学を越後流壹岐三郎太夫に教わる。

六年(二七歳)

元服。彦六と改名。

安政五年(三二歳)

剣法規則枢要伝を受け免許皆伝を許される。

万延元年(三四歳)

御舟手組中村茂兵衛の娘安子の入夫となる。

文久二年(二六歳)

妻安子死去、生家に復帰。薩摩藩士田中幸助(のちの滋賀県知事中山弘)と相知る。

慶応元年(二九歳)

宇和島藩脱藩。大阪に出て金貸高池屋三郎兵衛方に奉公。

二年(三〇歳)

二疊庵桃兮の門に入り俳諧を志す。

三年(三一歳)

京都へ行き田中幸助と同居、勤皇志士と交流。この頃土居真一郎、土肥真一郎と名のる。大政奉還。

明治元年(三二歳)

外国事務局大阪運上所(統括五代友厚)に勤務。

二年(三三歳)

大阪府権少参事となる。宇和島藩士高間八太夫の長女美名子と結婚。

三年(三四歳)

正七位に叙せられる。鉄道掛となる。

五年(三六歳)

上京。名を土居通夫と定め原籍地宇和島に届出。司法官となる。

六年(三七歳)

兵庫裁判所裁判長となる。

九年(四〇歳)

大阪上等裁判所在勤。

| | | | |
|------------|----------------------------|----------|---|
| 明治一四年(四五歳) | 東京大審院詰めとなる。 | 二九年(六〇歳) | 阪鶴鉄道社長に就任。伊達侯爵の第五子剛吉郎を養嗣子とし、翌年芳子嬢と結婚式を挙ぐ。 |
| 一五年(四六歳) | 大阪控訴裁判所詰めとなる。 | 三〇年(六一歳) | 大阪銀行取引所理事長に就任。 |
| 一七年(四八歳) | 辞官。鴻池家顧問となる。 | 三一年(六二歳) | 長孫保太郎誕生。 |
| 二〇年(五一歳) | 大阪株式取引所創立委員、大阪電燈会社創立委員となる。 | 三二年(六三歳) | 内国勧業博覧会期成同盟会会長となり、大阪開催に尽力。 |
| 二一年(五二歳) | 大阪電燈会社社長に就任。 | 三三年(六四歳) | 欧米へ博覧会の調査視察(五月〜三十四年一月)。 |
| 二二年(五三歳) | 鴻池家憲法制定。 | 三六年(六七歳) | 第五回内国勧業博覧会開催。 |
| 二三年(五四歳) | 大阪毎日新聞社の創立発起人、創立後相談役に就任。 | 三九年(七〇歳) | 大日本麦酒会社監査役、宇治川電気会社取締役(に就任)。 |
| 二五年(五六歳) | 日本生命保険会社相談役に推される。 | 四〇年(七一歳) | 大阪実業協会会長に就任。 |
| 二六年(五七歳) | 大阪商業会議所議員に当選。 | 四二年(七三歳) | 五会議所で渡米実業団を編成し、米全国各地視察。 |
| 二七年(五八歳) | 衆議院議員に立候補し当選。明治紡績社長に就任。 | 四三年(七四歳) | 清韓視察旅行。 |
| 二八年(五九歳) | 大阪商業会議所会頭に挙げられる。 | 四四年(七五歳) | 大阪土地建物会社社長に就任。 |
| | 堂島米穀取引所理事長、大阪実業銀行頭取に就任。 | 四五年(七六歳) | 天王寺公園新世界開業。 |

大正元年（七六歳）

京阪電気鉄道会社社長に就任。

四年（七九歳）

美名子夫人死去。御大禮記念博覧会開催。

六年（八一歳）

九月九日死去。十七日四天王寺本坊で葬儀。正五位に叙せられる。

七年

銅像を大阪商業会議所前庭に建立。

（大阪商工会議所作製）